

申込・受付のお問い合わせ先

〒520-0044

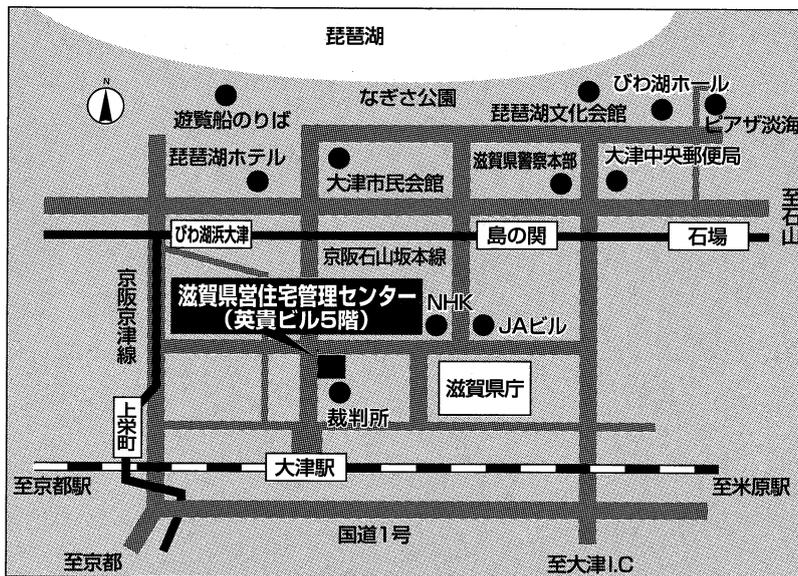
大津市京町三丁目2番3号（英貴ビル5階）

滋賀県営住宅指定管理者 日本管財株式会社
滋賀県営住宅管理センター募集係

電話 077-510-1500 代表

（日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※お問い合わせは上記時間内にお願いします。



交通アクセス：JR 琵琶湖線「大津」駅下車
（大津駅北口改札を出て徒歩5分）

※駐車場はございません。公共交通機関にてお越しください。

令和3年度

滋賀県

県営住宅入居者募集のご案内

申し込みには申込資格を満たしている必要がありますので、この案内をよく読んで応募してください。

(1) 定期募集

年4回、次の日程で募集します。

	申込受付期間	抽選日	入居予定
第1回	令和3年 4月15日～4月26日	5/中旬	7/中旬
第2回	令和3年 7月15日～7月26日	8/月上旬	9/下旬
第3回	令和3年 10月12日～10月21日	11/月上旬	12/下旬
第4回	令和4年 1月14日～1月24日	2/月上旬	3/下旬

- ① 募集住宅は、各回の募集期間に添付しています『定期募集 空家一覧表』をご覧ください。
- ② 応募方法 …… 郵送（所定の封筒をお使いください。）
または、滋賀県営住宅管理センターへ持参
- ③ 申込受付期日 …… 各受付期間最終日（郵便局消印 有効）

(2) 随時募集

一部の住宅について、年間を通じて募集します。

※ 定期募集と同時に申込できません。（両方無効）

- ① 募集住宅 …… 別添『随時募集 空家一覧表』をご覧ください。
- ② 応募方法 …… まずは、下記までお電話ください。

申込・受付のお問い合わせ先

〒520-0044 大津市京町三丁目2番3号（英貴ビル5階）

滋賀県営住宅管理センター

（滋賀県営住宅指定管理者 日本管財株式会社）

滋賀県営住宅管理センター募集係

電話 **077-510-1500** 代表

※お問い合わせは、午前9時から午後5時までをお願いします。（日・祝日を除く）

目次

1. 県営住宅入居者の注意事項	1
2. 申し込みから入居まで	2
3. 申込資格について	3
4. 入居申込書 記入例	8
5. 公開抽選における倍率優遇について	10
6. 収入基準	12
7. 入居が決まったら…入居手続等の注意	15
8. 入居後の諸注意…県営住宅で生活するために	15
9. 県営住宅一覧表	16
10. 交通機関等	18
11. 住宅の見取図	23

県営住宅（公営住宅）について

県営住宅は、住宅に困窮^{こんきゅう}されている低所得の方々のために、滋賀県が供給している賃貸住宅^{ちんたいじゅうたく}です。

このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、収入に応じた家賃制度^{や ちんせいど}をはじめ、入居の申し込みから退去に至るまで、公営住宅法や滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例等に基づいたさまざまな制限^{せいげん}や義務^{ぎむ}が課せられています。

また、県営住宅では、防火・防犯活動^{ぼうか ぼうはんかつどう}、共用部分の清掃活動^{せいそうかつどう}など、団地全体の良好な環境維持^{かんきょういじ}のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加、協力いただきます。

その他、階段の通路灯^{つうろとう}など共同施設の管理運営に必要な共益費^{きょうえきひ}の負担や、共用部分の清掃活動への参加についても、入居者として当然の義務であり、積極的にご協力いただきます。

個人情報保護について

滋賀県営住宅管理センターでは、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うとともに、その正確性・機密保護に努め、次のような取扱いとします。

1 滋賀県営住宅入居申込書およびそれにかかる添付書類（以下「申込書類等」という。）の利用目的

申込書類等で収集した個人情報は、県営住宅の入居資格の判定および県営住宅に入居後に必要となる県営住宅の管理業務のために使用します。

2 個人情報の利用および提供の制限

申込書等の個人情報は上記の目的以外には利用、提供しません。

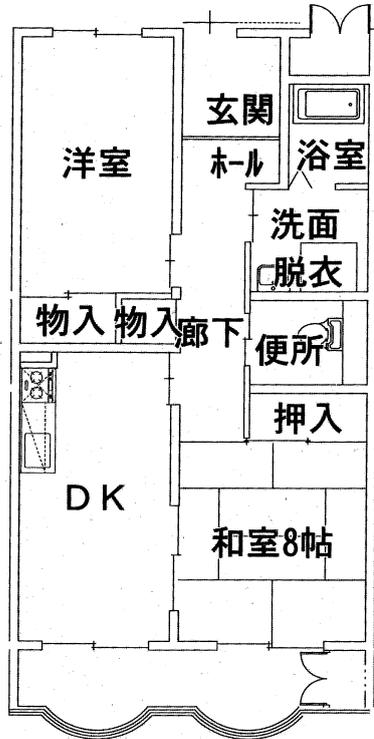
ただし、県営住宅の管理事務補助のため入居者情報として入退去年月日、住宅番号、入居名義人氏名、世帯員数、使用する車の台数などを住宅管理人に提供する場合があります。

3 個人情報の適正な管理

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つように努め、漏洩や滅失に対する防止について細心の注意を払います。

○北新団地

2DK

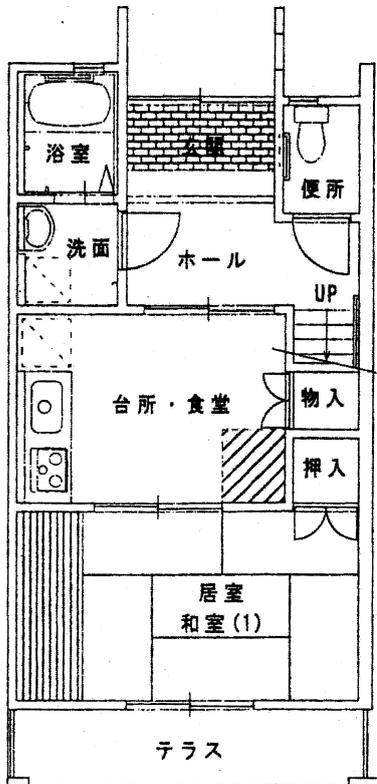


3DK

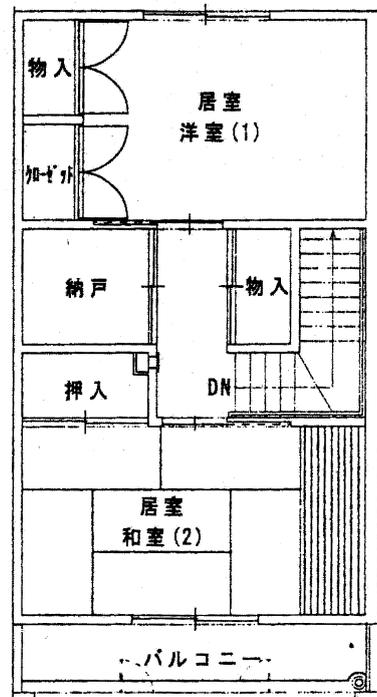


○平ヶ崎団地 E2棟

3DK



1階平面図



2階平面図

1. 県営住宅入居者の注意事項

- (1)入居時の同居者以外の方を同居させる時は県の承認が必要です。(無断同居は厳禁)
退去も同じです。(無断退去は厳禁)
- (2)家賃・敷金以外にも共益費・自治会費等が必要となります。
共益費は、団地生活上必要な共同施設の費用(外灯・エレベーター・給水ポンプの電気代や外灯・浄化槽等の維持管理費等)ですので、必ずお支払い願います。
- (3)入居されますと、毎年度、家賃額を決定するために収入申告をしていただきます。
収入申告をされない方については、近傍同種(民間並み)の住宅家賃となりますので注意してください。
- (4)家賃の口座振替は、毎月末日(ただし、土、日、祝日の場合は、納期限後の翌営業日)です。3ヶ月以上滞納されますと、住宅の明渡しを請求します。
- (5)住宅は、以前に人が居住していた住宅で、新築住宅ではありません。
- (6)浴槽、風呂釜を入居者個人で設置していただく住宅があります。
また、エアコン、照明器具などもご自身で設置いただきます。
- (7)住宅の模様替・増築は、原則、認められません。
(日常生活の上でやむを得ない事情がある場合は、申請・許可が必要)
- (8)退去時には、ご自身で設置いただいたものは、ご自身で撤去してください。
また、畳の表替え、ふすまの張替え、その他必要な修繕費をいただきます。
- (9)犬・猫などのペットを飼育することは禁止しています。
- (10)有料駐車場がある団地とない団地があります。団地内外の不法駐車や迷惑駐車は、他の入居者の迷惑となるばかりでなく、緊急時の救助、消火活動の妨げとなりますので、絶対にしないでください。
- (11)生活騒音に注意しましょう。

入居後、次に該当する行為をされた方は、退去していただく場合があります。

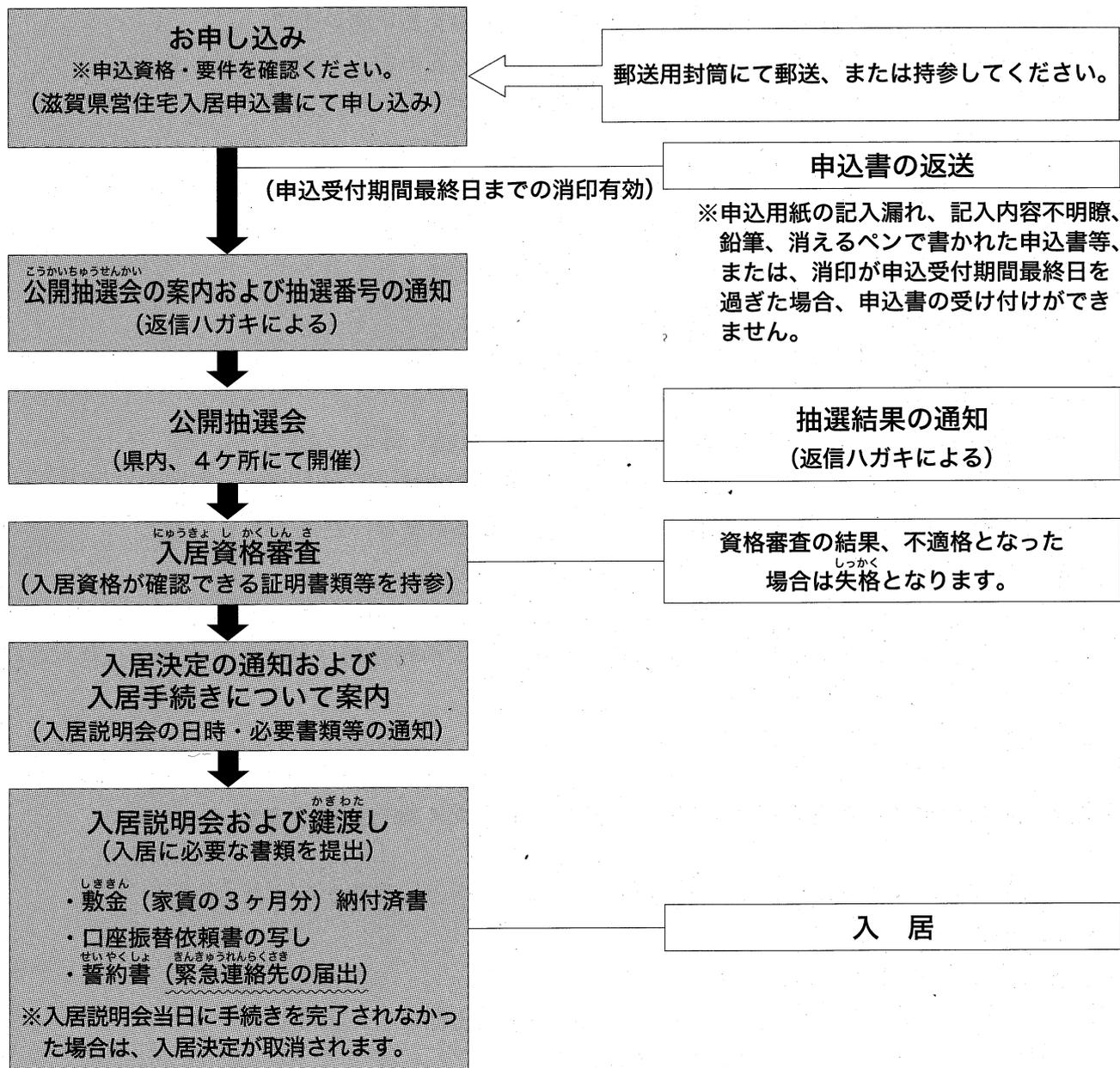
- ① 不正な行為によって入居したとき。(入居手続きの内容に虚偽があった場合等)
- ② 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
- ③ 住宅または共同施設を故意に破損したとき。
- ④ 住宅を無断で他の者に貸し、またはその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- ⑤ 住宅を無断で他の用途に変更したとき。
- ⑥ 住宅を無断で模様替えまたは増築したとき。
- ⑦ 承認を受けずに入居者以外の者を同居させたとき。
- ⑧ 正当な理由によらないで、無断で15日以上住宅を使用しないとき。
- ⑨ 周辺の環境を乱し、または他に迷惑をおよぼす行為をしたとき。
- ⑩ 暴力団員であることが判明したとき。

上記のことを、必ずご確認の上、お申し込みください

2. 申し込みから入居まで

(1) 定期募集

申し込みは、1世帯につき1通しか申し込めません。2通以上申し込みされた場合は、すべて無効となります。また、社会通念上、不自然と思われる世帯分離、家族構成での申し込みはできませんのでご注意ください。募集案内をよく読んでお申し込みください。



(2) 随時募集… 抽選はなく、随時申し込み順に手続きします。

入居申し込みをされる場合には、

- ① 電話にてお問い合わせください。
- ② 『滋賀県営住宅入居申込書』にてお申し込みください。
(申込書についている返信用ハガキは不要)
- ③ 申込入居資格要件を満たしている必要があります。
(入居申込書で申し込み受付後の審査において、必要書類を提出)
- ④ 入居決定後に内装等の修繕を行うため、入居には1か月程度必要です。

(注意) 定期募集と同時に申し込みできません。(両方無効)

3. 申込資格について

<一般世帯向け申込資格>

※原則 入居申し込み期間において、次の(1)から(7)のすべての要件を満たしている方に限ります。

(1)滋賀県内に住所または勤務地を有すること。

(2)市・町・県税を滞納していないこと

(3)現に同居し、または同居しようとする親族があること。

※社会通念上不自然と思われる世帯分離、家族構成による申し込みはできません。

(4)申込者および同居人が暴力団員でないこと。

(5)入居世帯全員の収入月額が、合わせて15万8千円以下であること。

(6)現に住宅に困窮している方。

※現在、公営住宅にお住まいの方は、申し込みができない場合がありますので、事前にお問い合わせください。また、持家のある方は、原則申し込みできません。

(7)県営住宅における家賃等の滞納がないこと。

●未納や分納誓約をしている方は、申し込みできません。

●ただし、次の方でも申し込むことができます。

○婚約者のある方

入居指定日（鍵渡し日）から3カ月以内に結婚し、同居可能な場合に限りです。

○事実上の婚姻（内縁）関係にある方

同一世帯の住民票により、続柄「未届けの妻（夫）」が確認できる場合に限りです。

○同居親族がいなくても、【单身申込要件】に該当される方は、申し込むことができます。（单身可能住宅のみ）

※単身で申し込みできる住宅には、間取り、広さに制限がありますので、詳しくは「空家一覧表」をご覧ください。

●資格審査において暴力団員に該当するか否かを県警察本部に照会します。

※暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

●県が定める入居収入基準（基準月收入額）に合うかどうかを確かめてください。（12～14ページ参照）

※基準月收入額が15万8千円を超える方でも、「裁量階層」（14ページ参照）に該当する方は、基準月收入額が21万4千円以下であれば申し込むことができます。

●次のいずれかに該当すること。

（申込書の住宅困窮理由確認欄に該当する番号を記入して下さい）

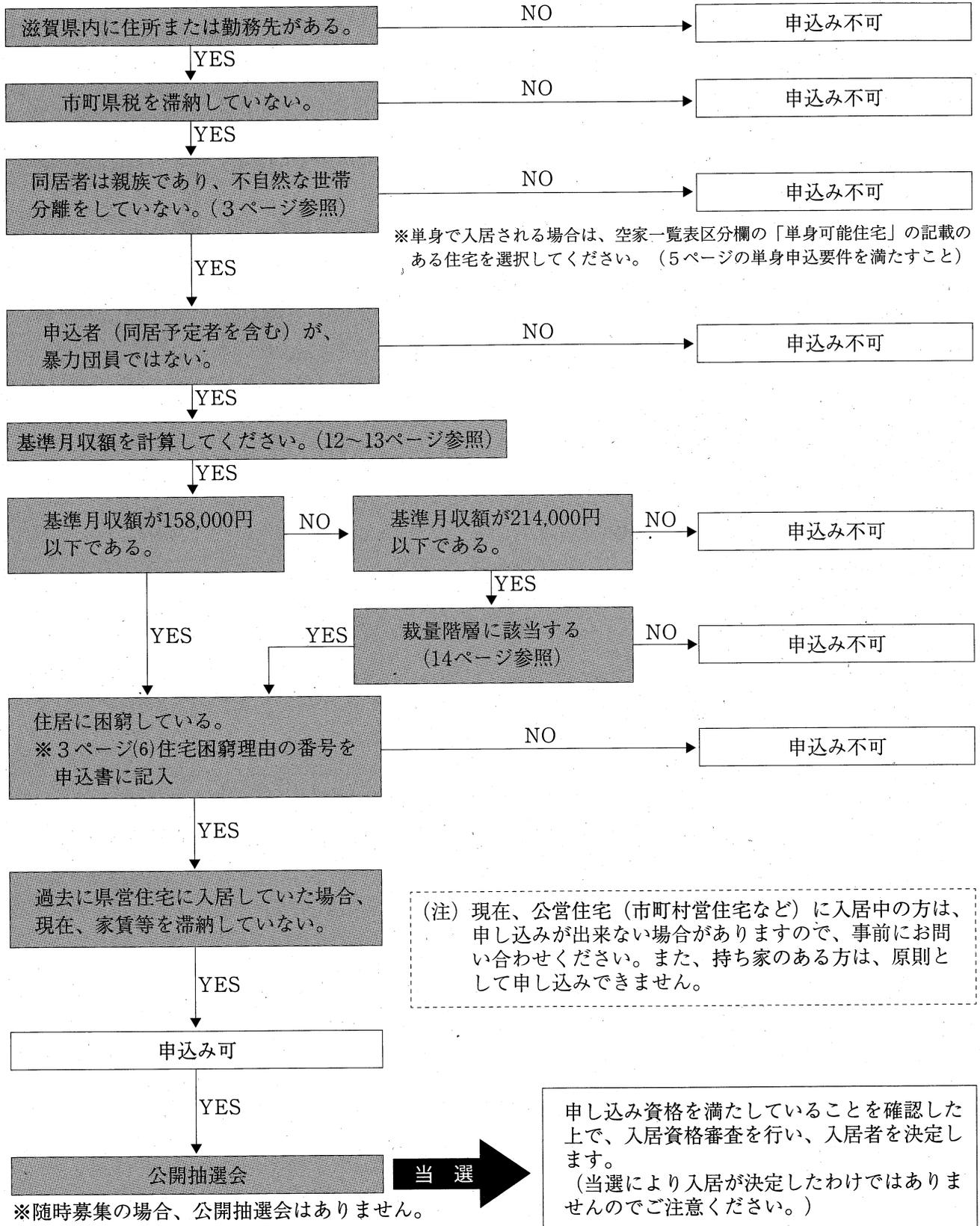
- ① 部屋が狭い。（居住部分が1人あたり4.5畳以下の場合）
- ② 住宅がないため親族（婚約者を含む）と同居できない。
- ③ 通勤に片道1時間以上かかる。
- ④ 家賃が高い。（12～14ページで計算した収入月額に対する家賃「権利金を含む」の割合が25%以上の場合）。
- ⑤ 家主から正当な理由により立退き要求をうけている。（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く）
- ⑥ 他の世帯と同居し生活上不便である。
- ⑦ 住宅以外の建物または場所に居住している。
- ⑧ 不良住宅に居住し、又は炊事場・便所等の施設を共有している。
- ⑨ 裁判上の判決、和解、調停により、住宅明け渡し決定済みである。
- ⑩ 立退き問題について、現在裁判所で裁判係争中または借入金超過等のため住宅を明け渡す予定である。（ただし、県営住宅入居予定日までに住宅の明け渡しを完了できる）

●過去に県営住宅に入居していた人は、家賃や以下による住宅の明け渡しにかかる金銭を現在滞納していないこと。

・家賃滞納 ・無断退去 ・不正入居 ・保管義務違反 ・迷惑行為等

申込資格を確認するフローチャート（申込資格は3ページを参照ください）

○一般世帯向け住宅の申し込みの場合



○単身可能住宅・高齢者世帯向け住宅・身体障害者世帯向け住宅・高齢者世話付き住宅等の申し込みの場合は、一般世帯向け住宅の申込資格があり、かつ5～7ページの申込資格のいずれかの条件に該当しなければなりません。

【単身申込要件】 (空家一覧表で単身可能住宅を申し込む場合)

3 ページ記載の一般世帯向け申込資格の(3)に代わって、次のいずれかに該当する方に限ります。

ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除く。

(※申込者の^{たんしんにゆうきょしかくかくにんらん}単身入居資格確認欄に該当する番号を記入してください。)

該当番号	世帯要件
①高年齢者	60歳以上の者（申込受付最終日において60歳以上）
②障害者 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が右記に掲げる程度であるもの	(イ) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで
	(ロ) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで
	(ハ) 知的障害者 (ロ)の精神障害の程度に相当する程度
③戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または表ノ3の第1款症の者。
④原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている者。
⑤生活保護の被保護者、中国残留邦人等に係る支援給付受給者	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者。
⑥海外からの引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者。
⑦ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
⑧配偶者からの暴力に係る被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの。 (イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。 (ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。

★単身でも入居できる住宅があるのは、下記の団地です。

あさひがおか いしやま いしやまみなみ いしやまがし じんりょう やぐら
朝日が丘（大津市）、石山（大津市）、石山南（大津市）、石山東（大津市）、神領（大津市）、矢倉（草津市）
かわづら たしるが いけ きたわき こじょうがおか くほ
川辺（栗東市）、田代ヶ池（湖南市）、北脇（甲賀市）、古城ヶ丘（甲賀市）、久保（守山市）
ながはらだいに おおもり えいほ やすい がわ
永原第二（野洲市）、鷹飼（近江八幡市）、大森（東近江市）、永保（長浜市）、安井川（高島市）

こう れいしゃ せ たい むけ じゅうたく ちゅうしこみ よう けん
【高齢者世帯向住宅申込要件】

3 ページ記載の一般世帯向け申込資格に加え、入居世帯が次に該当する必要があります。

(1) 高齢者世帯向

- ① 60歳以上の単身世帯。(ただし、住宅の規格が、床面積50㎡未満の規模でかつ居室の数が2室、または居室の数が1室である単身可能住宅に限る)
- ② 60歳以上(申込受付最終日において60歳以上)の方、およびその民法上の親族で次のいずれかに該当する方のみからなる世帯。
 - (イ) 配偶者
 - (ロ) 18歳未満の児童(申込受付開始日において18歳未満)
 - (ハ) 重度もしくは中度の身体障害者または知的障害者等
 - (ニ) おおむね60歳以上の方

(2) 高齢者同居世帯向

60歳以上(申込受付最終日において60歳以上)の方、およびその民法上の親族で次のいずれかに該当する方を含む3名以上の世帯。

- (イ) 配偶者
- (ロ) 18歳未満の児童(申込受付開始日において18歳未満)
- (ハ) 重度もしくは中度の身体障害者または知的障害者等
- (ニ) おおむね60歳以上の方
- (ホ) 県知事が特に認める方

★高齢者世帯向け住宅があるのは、下記の団地です。※開出今団地のみ単身可能住宅あり

じんりょう かがしの なみ かい で いま
神領(大津市)、東沼波(彦根市)、開出今(彦根市)

しん たいしょうがい しゃ せ たい むけ じゅうたく ちゅうしこみ よう けん
【身体障害者世帯向住宅申込要件】

3 ページ記載の一般世帯向け申込資格に加え、次のいずれかの要件が必要となります。

- (イ) 4級以上の身体障害者手帳の交付を受け、車イスを常用している方。
- (ロ) (イ)に該当する満6歳以上(申込受付最終日において6歳以上)の現に同居している親族がある方。

★身体障害者世帯向住宅があるのは、下記の団地です。

じんりょう かわづら おおもり はっさか
神領(大津市)、川辺(栗東市)、大森(東近江市)、八坂(彦根市)、
えいほ とのまち
永保(長浜市)、殿町(長浜市)

★入居者は、入居審査会により決定します。入居審査会で入居者を決定するにあたり、入居予定者として選考された方から、身体機能上恒常的に車イスを必要とする旨が明記された診断書の提出を求めることがあります。

(入居申し込みされる場合は、申込書に付いている返信用ハガキは不要です。)

こう れいしゃ せ む つきじゅうたく もうしこみ よう げん
【高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）申込要件】

★^{じんりょう}神領団地（大津市）には、高齢者の生活特性に配慮した設備、構造を施した住宅があり、大津市が^{せいかつえんじょいん}生活援助員を団地内に^{はけん}派遣して、入居した高齢者の生活相談、^{あんびかくにん きんきゅうじ}安否確認、緊急時の^{たいおうなど}対応等のサービスを提供します。この住宅は、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯等が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営んでいただくための住宅です。月額家賃の他に、^{はけんひようふ たんきんなど}生活援助員派遣費用負担金等の負担が必要です。

3 ページ記載の一般世帯向け申込資格に加え、入居世帯が次に該当する必要があります。

- ①年齢が60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）であって、世帯構成が次のいずれかに該当する方。
- (イ) 単身世帯
 - (ロ) 55歳以上（申込受付最終日において55歳以上）の配偶者との2人世帯
 - (ハ) 60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の親族との2人世帯
- ②家族による日常生活の支援が期待できない方。
- ③独立して生活するには不安があると認められるが、自力または^{かいご ほけんせいど}介護保険制度上による在宅介護サービスが受けられることにより、^{どうさ じすい}日常生活動作（^{しょくじ にゅうよく はいせつなど}自炊および食事・入浴・排泄等）が可能な方。

高齢者世話付住宅があるのは、^{じんりょう}神領団地（大津市）のみです。

★入居者は、^{にゅうきょしんさかい}入居審査会により決定します。

（入居申し込みされる場合は、申込書に付いている返信用ハガキは不要です。）

4. 入居申込書 記入例

記入例

令和3年度 滋賀県営住宅入居申込書

申込書は、赤枠の中のみ記入して下さい。ペンまたはボールペンで、かき書で記入してください。
※えんぴつ、消せるペンで記入した申込書は無効となります。

滋賀県知事様

この申込書に記載した事項が事実と相違するとき、または申込者（現に同居し、または同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。また、暴力団員であるかどうかの確認のため、県が滋賀県警察本部に照会することを承諾します。

管理センター受付印	一般資格 抽選番号	倍率優遇資格 抽選番号	抽選結果
不適格理由	重複申込・受付期間外申込・入居資格要件欠落 記載内容不明瞭・切手貼付無し その他		

*1

申込年月日	令和3年 4月 17日	フリガナ	シ ガ タロウ	性別	男	自宅電話番号	077-524-0000	
<input checked="" type="checkbox"/> 定期募集 第1回 <input type="checkbox"/> 随時募集	申込団地名	申込住宅番号	申込者氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	携帯電話番号	090-1234-0000		
該当する方に <input checked="" type="checkbox"/> を付けて下さい	→ 神領 団地	5 番	滋賀 太郎					
現在の居住状況	<input type="checkbox"/> 持家(所有者) <input type="checkbox"/> 公団公社	<input type="checkbox"/> 親族の持家(所有者) <input type="checkbox"/> 雇用促進	<input type="checkbox"/> 戸建借家 <input type="checkbox"/> 県市町営住宅(名義人)	<input checked="" type="checkbox"/> アパート(賃貸マンション) <input type="checkbox"/> その他	間取り	3DK	家賃額	68,000円
申込者住所	大津市松本一丁目2番 号 ふるさとアパート101号 (平成10年10月1日より居住)							

*6

フリガナ	続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先名	採用・離職・開業・廃業	所得の種類
滋賀 太郎	本人	S.51.4.4	45	男	077-524-0000 (株)大津食品	<input checked="" type="checkbox"/> 採用・ <input type="checkbox"/> 離職・ <input type="checkbox"/> 開業・ <input type="checkbox"/> 廃業 H8年 4月 1日	<input checked="" type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 年金
滋賀 秋子	妻	S.52.5.2	43	女	無職	<input type="checkbox"/> 採用・ <input checked="" type="checkbox"/> 離職・ <input type="checkbox"/> 開業・ <input type="checkbox"/> 廃業 R2年 5月 31日	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 年金
滋賀 春男	長男	H.16.3.15	17	男	高校生	<input type="checkbox"/> 採用・ <input type="checkbox"/> 離職・ <input type="checkbox"/> 開業・ <input type="checkbox"/> 廃業	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 年金
滋賀 冬子	長女	H.18.2.20	15	女	中学生	<input type="checkbox"/> 採用・ <input type="checkbox"/> 離職・ <input type="checkbox"/> 開業・ <input type="checkbox"/> 廃業	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 年金
滋賀 次郎	二男	H.23.1.30	10	男	小学生	<input type="checkbox"/> 採用・ <input type="checkbox"/> 離職・ <input type="checkbox"/> 開業・ <input type="checkbox"/> 廃業	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 年金

同居しない扶養者がいる場合、その方も控除に加えることができますので記入してください。

遠隔地扶養者(氏名・続柄・生年月日・年齢)			
【抽選倍率優遇資格確認欄】 (募集案内の10・11ページを確認のうえ、下記の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を付け該当する場合はその番号を記入してください。)	私は 2 番に該当します。 <input type="checkbox"/> 私はいずれにも該当しません。	【単身入居資格確認欄】 (募集案内の5ページを確認のうえ、該当するその番号を記入してください。)	私は 1 番に該当します。 [単身の場合必ず記入してください]
【住宅困窮理由確認欄】 (募集案内の3ページを確認のうえ、該当するその番号を記入してください。)	私は 4 番に該当します。 [必ず記入してください]	【収入の状況】 あなたの月収額は、下記に該当しますか。 該当する <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を付けください。 <input checked="" type="checkbox"/> 滋賀県が定める入居収入基準(基準月収額)を超えていない。 月収額=(過去1年間における入居予定者全員の総所得額-各種控除額)÷12 もしくは、募集案内12~14ページを参照してください。	

*5

*7

*1 *2 *3 *4 *5 *6 *7は
右ページ下を参照

倍率優遇を、①～⑩より選んで、番号を記入してください。
※要件など、詳しくは10～11ページをご覧ください。

- ① 母子・父子世帯
- ② 多子世帯
- ③ 高齢者世帯(単身世帯は除く)
- ④ 障害者世帯
身体障害者：1級から4級まで
精神障害者：1級から3級まで
知的障害者：精神障害者の程度に相当する程度
- ⑤ 配偶者からの暴力被害者
(DV被害者)
- ⑥ 犯罪被害者
- ⑦ 戦傷病者世帯
- ⑧ 原爆被爆者世帯
- ⑨ 引揚者世帯
- ⑩ ハンセン病療養者世帯

単身申込要件を、①～⑧より選んで、番号を記入してください。
※要件など、詳しくは5ページをご覧ください。

- ① 高齢者
- ② 障害者
身体障害者：1級から4級まで
精神障害者：1級から3級まで
知的障害者：精神障害者の程度に相当する程度
- ③ 戦傷病者
- ④ 原子爆弾被爆者
- ⑤ 生活保護の被保護者、中国残留邦人等に係る支援給付受給者
- ⑥ 海外からの引揚者
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等
- ⑧ 配偶者からの暴力に係る被害者

申し込みにあたっての注意事項

ペンまたはボールペンにて記入願います。鉛筆、消えるペンで記入した場合は無効になります。

①入居申し込みされる場合は、本書をご覧ください、申込資格、要件等を確認のうえお申し込みください。

●社会通念上、不自然と思われる世帯分離、家族構成での申し込みはできません。

●持家のある方は、原則お申し込みできません。

②申し込みは、1世帯につき、1通しか申し込めません。2通以上申し込みされた場合は、すべて無効となります。

③申込書は、必要事項を記入のうえ滋賀県営住宅管理センターへ専用封筒にて郵送してください。滋賀県営住宅管理センターに直接持参していただいても結構です。

(申込受付期間最終日までの郵便局消印のあるものが有効となります。)

④申込書投函後は、申込用紙に記入された内容の変更はできません。

困窮理由を、①～⑩より選んで、番号を記入してください。

- ① 部屋が狭い。(居住部分が1人あたり4.5畳以下の場合)
- ② 住宅がないため親族(婚約者を含む)と同居できない。
- ③ 通勤に片道1時間以上かかる。
- ④ 家賃が高い。(12～14ページで計算した収入月額に対する家賃「権利金を含む」の割合が25%以上の場合)
- ⑤ 家主から正当な理由により立退き要求をうけている。(自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く)
- ⑥ 他の世帯と同居し生活上不便である。
- ⑦ 住宅以外の建物または場所に居住している。
- ⑧ 不良住宅に居住し、又は炊事場・便所等の施設を共有している。
- ⑨ 裁判上の判決、和解、調停により、住宅明渡し決定済みである。
- ⑩ 立退き問題について、現在裁判所で裁判係争中または借入金超過等のため住宅を明け渡し予定である。(ただし県営住宅入居予定日迄に住宅の明け渡しを完了できる)

記入上、特に注意していただきたい点

- * 1 空家一覧表より希望する県営住宅名、住宅番号を記入してください。
- * 2 現在、お住まいの住所を記入してください。また、いつから住んでいるか記入ください。
- * 3 電話番号は、緊急に連絡する場合がありますので、必ず記入してください。電話を所持していない場合は、電話連絡できる方の電話番号、名前を記入して下さい。
- * 4 現在お住まいの住宅の状況に☑をつけ、家賃等(共益費等抜いた金額)記入してください。
- * 5 同居はしないが税法上扶養している親族があれば、遠隔地扶養者欄に記入してください。
- * 6 現在の勤務先名、電話番号、採用された日付および所得の種類を記入してください。勤務してない場合は、無職と記入し、退職年月日を記入してください。
- * 7 募集案内12～14ページをご覧ください、入居収入基準額を超えていないか確認し、☑をしてください。

5. 公開抽選における倍率優遇について

★ 次のいずれかに該当する申込者（世帯）は、申込件数が募集戸数を上回り、公開抽選となった場合、一般資格抽選番号と倍率優遇資格抽選番号との二つをもらえ、倍率優遇を受けることができます。複数該当する場合であっても、余分にもらえる倍率優遇資格抽選番号は一つのみです。

（※申込書の抽選倍率優遇資格確認欄に該当する番号を記入してください）

該当番号	要件	入居資格審査時必要な証明書類
① 母子・父子世帯	配偶者がなく、受付開始日において18歳未満の子を扶養している方の世帯。 ※子のうち18歳未満の子を1人でも扶養していれば対象となります。	母子・父子医療費受給者証、 児童扶養手当証書の写し、 もしくは戸籍謄本
② 多子世帯	受付開始日において18歳未満の扶養親族である子が3人以上いる世帯。	年齢が確認できる書類の写し (住民票、保険証等)
③ 高齢者世帯 (単身世帯は除く)	申込者本人が60歳以上であって、同居家族がいずれも60歳以上か18歳未満である世帯。 (申込受付最終日において60歳以上、申込受付開始日において18歳未満)	年齢が確認できる書類の写し (住民票、保険証等)
④ 障害者世帯	次のいずれかに該当する方を含む世帯。 (イ) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで	身体障害者手帳の写し
	(ロ) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで	精神障害者保健福祉手帳の写し その他精神障害者であることを証する書類
	(ハ) 知的障害者 (ロ) の精神障害の程度に相当する程度	療育手帳の写し その他知的障害者であることを証する書類

該当番号	要件	入居資格審査時必要な証明書類
⑤ <small>はいぐうしや</small> 配偶者からの <small>ぼつりよくひがいしや</small> 暴力被害者 <small>ひがいしや</small> (DV被害者)	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という）第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない。</p> <p>(ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していない。</p>	<p>県子ども家庭相談センター長の証明書または裁判所の保護命令決定書の写し</p>
⑥ <small>はんざいひがいしや</small> 犯罪被害者	<p>犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で当該犯罪等により現に住宅に困窮していることが明らかであると県知事が認める者。</p>	<p>犯罪被害者の申告書 その他必要な証明書類</p>
⑦ <small>せんしょうびょうしやせたい</small> 戦傷病者世帯	<p>戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または表ノ3の第1款症の障害のある方を含む世帯。</p>	<p>戦傷病者手帳の写し</p>
⑧ <small>げんばくひばくしやせたい</small> 原爆被爆者世帯	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により、厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯。</p>	<p>特別手当証書の写し、被爆者手帳の写し</p>
⑨ <small>ひきあげしやせたい</small> 引揚者世帯	<p>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方を含む世帯。</p>	<p>引揚証明書</p>
⑩ <small>ひんせんびょう</small> ハンセン病 <small>りょうようしやせたい</small> 療養者世帯	<p>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方を含む世帯。</p>	<p>ハンセン病療養所等の長の証明書、その他入所者等であることを証する書類</p>

6. 収入基準

(収入が滋賀県営住宅条例に定める基準の範囲内であること)

次の計算による金額が158,000円以下であること。(裁量階層の場合は214,000円)

$$\{(\text{所得金額} - \text{控除}) - (\text{本人以外の同居親族数} \times 380,000\text{円} + \text{特別控除})\} \div 12$$

※控除金額 (所得税法改正に伴う控除)
 給与所得：10万円、公的年金所得：10万円
 (所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額)
 ※給与所得と公的年金所得の両方の所得がある方は、計算方法が異なります。お問合せください。

別居の扶養親族があれば加算します。

世帯全員の(所得金額-控除)の合算額
 非課税所得 (生活保護、失業保険、遺族年金、福祉年金等)、退職金、一時所得は含みません。

●世帯主又は同居者及び別居扶養親族が次の項目に該当する場合、それぞれの金額

- ・満70歳以上の控除対象配偶者、同扶養親族……………10万円
- ・16歳以上23歳未満の扶養親族……………25万円
- (障がい者)
- ・所得税法上の特別障害者に該当する者……………40万円
- ・所得税法上の障害者に該当する者……………27万円

●世帯主又は同居者が次の項目に該当する場合 (本人控除)、次の金額

- ・所得税法上の寡婦、寡夫……………27万円 (※)
- (※) 法律婚によらないで母または父となった者については、寡婦 (寡夫) 控除の対象となります。

所得税法の改正に伴う控除の変更により、7月1日以降の受付では、次の金額になります。

- ・所得税法上の寡婦……………27万円
- ・所得税法上のひとり親……………35万円

○所得金額は、今年度の市県民税 (非) 課税所得証明書に記載されております。

ただし、前年の途中で仕事を変われた方は、現在のお仕事の収入から所得を算出し、収入月額が決定されます（所得の計算方法は、以下に記載しています。）

所得金額の計算方法（令和2年1月分以降の収入について）

※所得者が2名以上いる場合は、所得金額を別々に計算してから合算し、世帯全員の年間所得金額を算出してください。

● A～Cに応じて所得を算出してください。

A. 給与所得者の場合

年間収入金額（年間給与・賞与の合計）を元に計算式等により給与所得額を算出してください。（勤務して1年に満たない場合は、1月あたりの平均収入月額を12倍したものを推定年間収入として計算します。）

年間収入金額	年間給与所得額
～ 550,999円	0円
551,000円～1,625,999円	「年間収入金額-550,000円」で求めた金額
1,626,000円～1,800,000円	年間収入金額×0.6+100,000円
1,800,001円～3,600,000円	年間収入金額×0.7-80,000円
3,600,001円～6,600,000円	年間収入金額×0.8-440,000円

B. 事業所得者の場合

年間収入金額

-

税法上の必要経費

=

年間所得額

C. 公的年金受給者の場合

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金所得額
65歳から	～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,455,000円
65歳まで	～ 600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	(A) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,455,000円

さいりょうかいそ
裁量階層について

高齢者・障害者等の世帯を裁量階層といいます。

下記の①から⑨に該当する世帯の方は、申込資格に定める計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも、一般世帯向け入居申し込みができます。

対象世帯	世帯要件
① 高齢者世帯	○申込者が単身で、60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方。 ○申込者が60歳以上で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である世帯。 (申込受付最終日において60歳以上、申込受付開始日において18歳未満)
② 身体障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの方がいる世帯。
③ 精神障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級までの方がいる世帯。
④ 知的障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、精神障害者の程度に相当する程度の方がいる世帯。
⑤ 戦傷病者世帯	申込者本人または同居予定者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方（障害程度が特別項症から第6項症、または第1款症）がいる世帯。
⑥ 原子爆弾被爆者世帯	申込者本人または同居予定者に厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者の方がいる世帯。
⑦ 引揚者世帯	申込者本人または同居予定者に、海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）の方がいる世帯。
⑧ ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人または同居予定者に、ハンセン病療養所入所者（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方）の方がいる世帯。
⑨ 子育て世帯	同居者に、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる場合。（中学生以下の子どもがいる世帯）

7. 入居が決まったら・・・入居手続等の注意

- 入居決定後において、申込者および同居人が暴力団員であることが判明した場合、入居資格を無効とし、入居決定を取り消します。
- 入居決定者は、その権利を他の人に譲る事はできません。
- 鍵渡し日に、鍵を渡します。この日が入居指定日です。
鍵渡し日に次の書類を提出いただき、書類確認後、鍵をお渡しします。
(書類に不備があれば、鍵が渡せません)
 - ①敷金(家賃の3ヶ月分)を銀行に納付書にて払い込み、その領収書を持参して下さい。
 - ②家賃の支払を口座振替でお願いします。口座振替申込書にて手続きし、3枚複写の2枚目の本人控え(金融機関の受付印要)を持参下さい。ゆうちょ銀行以外の金融機関にて手続き願います。
 - ③誓約書^{せいやくしょ}を提出下さい。緊急連絡先は、「県内に住所を有する方か、入居決定者の親族」にお願いします。
- 県営住宅への入居は、入居可能日から14日以内をお願いします。
- 有料駐車場を使用する場合は、管理センターに申し込んでください。駐車場の有無については、次ページ(16ページ)をご確認ください。
すべての団地に駐車場を設置しているわけではありません。

8. 入居後の諸注意・・・県営住宅で生活するために

- 団地の住宅管理人(入居者の方)へ引越しの挨拶^{あいさつ}、団地の色々な決まりを聞いてください。
- 鍵を受取った方は、必ず住宅内を点検して下さい。機能面^{きののうめん}を重点的にお願いします。
住宅は、以前に人が居住していた住宅で、新築住宅ではありませんのでご了承ください。
- 電気・ガス・水道は、自分で開栓して下さい。
- 入居可能日から20日以内に、県営住宅に入居したことが確認できる住民票(世帯全員)と県営住宅入居状況報告書を提出していただきます。
- 入居後は自治会に加入し、住み良い団地づくりに努めてください。

県営住宅は、県民の大切な財産であり、皆さんに使用していただくにあたり、いろいろな制限や注意しなければならない事項がたくさんあります。

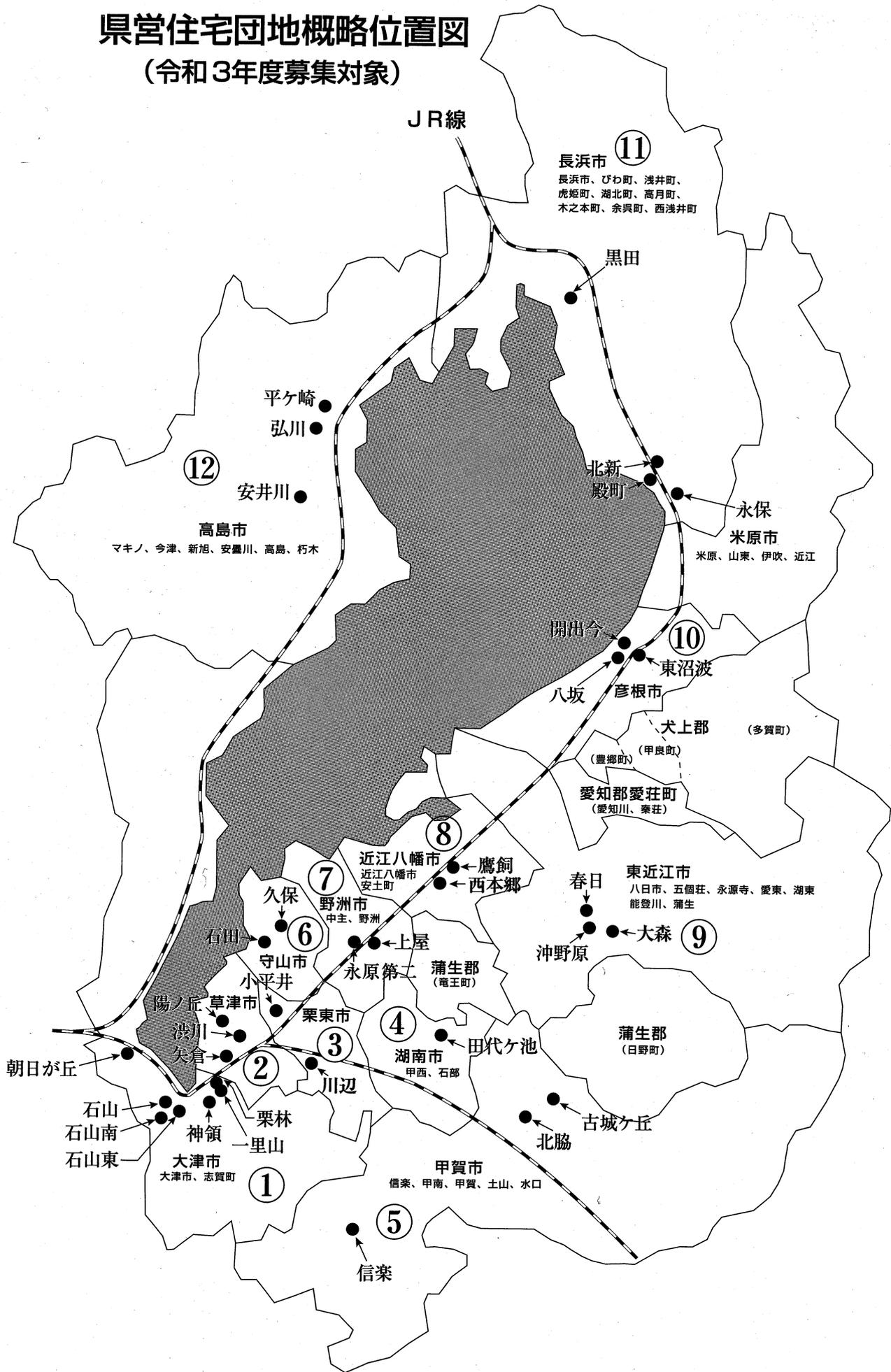
詳細については、入居説明会でお渡しする「入居者のしおり」をよくお読みいただき、一人ひとりがお互いに協力し合い、住み良い団地にしていただくようお願いいたします。

9. 県営住宅一覧表

	所在市町	団地名	戸数	駐車場	所在地
①	大津市	朝日が丘	116	○	大津市朝日が丘一丁目5番5号 他
		石山	148	○	〃 大平一丁目11番
		石山南	180		〃 大平二丁目33番
		石山東	58		〃 大平二丁目5番
		神領	440	○	〃 三大寺2番 他
		一里山	18	○	〃 一里山四丁目6番1号
		栗林	30	○	〃 栗林町4番17号
②	草津市	矢倉	60		草津市西矢倉二丁目2番
		陽ノ丘	68	○	〃 木川町1212番
		渋川	112		〃 西渋川二丁目6番5号
③	栗東市	川辺	123	○	栗東市川辺527番地 他
		小平井	54	○	〃 小平井一丁目6番5号 他
④	湖南市	田代ヶ池	24	○	湖南市岩根499番地131
⑤	甲賀市	北脇	30		甲賀市水口町西林口1番74号
		古城ヶ丘	24	○	〃 水口町水口610番地25
		信楽	30	○	〃 信楽町長野1349番地32
⑥	守山市	石田	30	○	守山市石田町260番地2
		久保	90	○	〃 播磨田町1430番地3
⑦	野洲市	永原第二	63		野洲市永原官有地
		上屋	64	○	〃 上屋市有地
⑧	近江八幡市	西本郷	24	○	近江八幡市西本郷町402番地
		鷹飼	144	○	〃 鷹飼町874番地1
⑨	東近江市	大森	60	○	東近江市尻無町7 他
		沖野原	90		〃 沖野四丁目6番
		春日	32		〃 春日町2番13号
⑩	彦根市	東沼波	21		彦根市東沼波町1240番地
		開出今	132	○	〃 開出今町1800・1769番地
		八坂	42	○	〃 八坂町1956番地5
⑪	長浜市	永保	12		長浜市朝日町11番4号
		殿町	40	○	〃 殿町5番36号
		北新	36	○	〃 新庄中町195番地
		黒田	30	○	〃 木之本町黒田637番地
⑫	高島市	安井川	78		高島市新旭町安井川295番地
		弘川	30	○	〃 今津町弘川77番地8
		平ヶ崎	66	○	〃 今津町日置前379番地

○がある団地には、有料駐車場があります。

県営住宅団地概略位置図 (令和3年度募集対象)



10. 交通機関等

① 大津市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考	
朝日が丘	JR大津駅から徒歩 約10分	1DK	H13	鉄筋コンクリート造(3階建)	2	40.7	逢坂	打出		
			H15	〃(3階建)	2	47.3				
		2DK	H4	〃(6階建)	25	58.3,58.4				
			H8	〃(4階建)	12	59.7				
			H12	〃(3階建)	6	59.7,61.2				
			H13	〃(3階建)	8	60.7~67.4				
			H15	〃(3階建)	6	56.8~60.4				
		3DK	H4	〃(6階建)	20	68.4				
			H8	〃(4階建)	12	68.8				
			H12	〃(3階建)	6	69.2,70.6				
			H13	〃(3階建)	8	70.3~71.8				
			H15	〃(3階建)	7	70.6~71.1				
		4DK	H4	〃(6階建)	2	79.2				
		石山	JR石山駅から 京阪バスで17分 (最寄りのバス停 下車すぐ)	1DK	H15	鉄筋コンクリート造(4階建)				4
H17	4				43.1,43.8					
H21	〃(5階建)				10	43.8				
H23					8	43.1,44.6				
2DK	H15			〃(4階建)	16	57.6~63.8				
	H17				24	58.2~63.8				
	H21			〃(4・5階建)	21	54.6~63.8				
	H23				23	54.7~63.9				
3DK	H15			〃(4階建)	20	70.4,71.8				
	H17				8	70.4,71.8				
	H21			〃(5階建)	5	70.4,71.8				
	H23				5	70.5,71.8				
石山南	JR石山駅から 京阪バスで17分 (最寄りのバス停から 徒歩約7分)	3K	S48	鉄筋コンクリート造(5階建)	30	39.9	石山	石山		
		3DK	S48		90	44.1				
			S49		60	43.3				
石山東	JR石山駅から 京阪バスで17分 (最寄りのバス停から 徒歩約3分)	3DK	S52	鉄筋コンクリート造(5階建)	20	43.3	石山	石山		
S53	38									
神領	JR石山駅からバス 12分(最寄りの バス停から団地 入口まで下車すぐ)	1DK	H5	鉄筋コンクリート造(4階建)	8	39.5	瀬田南	瀬田		
			H8		16	41.0~42.9				
			H12	鉄骨・鉄筋コンクリート造(12階建)	13	40.3,42.6				
			H16	鉄筋コンクリート造(4階建)	7	43.9~45.3				
		2DK	H1	鉄筋コンクリート造(5階建)	9	51.8,53.4				
			H3		〃(4階建)	16				48.5
			H5			20				52.6,55.5
			H6			9				54.8,57.7
H8	42	55.8~58.9								

神 領	JR石山駅からバス 12分(最寄りの バス停から団地 入口まで下車すぐ)	3DK	H12	鉄骨・鉄筋コンクリート造(12階建)	77	54.6~64.5	瀬田南	瀬田	
			H16	鉄筋コンクリート造(4階建)	19	58.8~71.8			
			H1	鉄筋コンクリート造(5階建)	18	60.6,60.9			
			H3	" (4階建)	28	65.0			
			H5		24	69.3			
			H6		8	70.5~70.9			
			H8		32	71.8			
			H12	鉄骨・鉄筋コンクリート造(12階建)	55	65.1			
			H16	鉄筋コンクリート造(4階建)	24	69.3,69.5			
			4DK	H3	鉄筋コンクリート造(4階建)	4			
H12	鉄骨・鉄筋コンクリート造(12階建)	11		78.0					
一里山	JR瀬田駅から徒歩 約13分	2DK	H5	鉄筋コンクリート造(3階建)	6	53.0	瀬田東	瀬田北	
		3DK			12	67.5			
栗 林	JR瀬田駅から バス4分(最寄りの バス停から徒歩約6分)	2DK	H3	鉄筋コンクリート造(5階建)	10	54.2	瀬田東	瀬田北	
		3DK			10	65.0			
					10	60.2			

② 草津市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
矢 倉	JR草津駅、JR南草津駅より まめバス運行中、最寄りの バス停から徒歩約5分、 JR南草津駅から徒歩約20分	3DK	S48	鉄筋コンクリート造(5階建)	60	43.3	矢倉	高德	
陽ノ丘	JR草津駅西口から 近江バスで15分 (最寄りのバス停から 徒歩約8分) まめバス運行中、 最寄りのバス停下車すぐ	2DK	H13	鉄筋コンクリート造(4・5階建)	17	52.7~64.0	山田	松原	
			H16		16	52.8~64.1			
		3DK	H13		16	73.4~74.0			
			H16		14	73.6~74.3			
4DK	H16	5	79.2~79.8						
渋 川	JR草津駅西口からまめバスで5分 (最寄りのバス停から徒歩約2分)	3DK	S54,55	鉄筋コンクリート造(4階建)	112	51.1	渋川	草津	

③ 栗東市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
川 辺	JR草津駅から 栗東市役所循環線で バス15分 (最寄りのバス停から 徒歩約2分) [JR草津線「手原駅」 から徒歩約20分]	1DK	H21,H26	鉄筋コンクリート造(5階建)	10	43.2,43.7	治田東	栗東	
			2DK		H17	5			
		H19			25	51.8~63.4			
		H21,H26			35	52.3~63.4			
		H26			2	72.3			
		H17			9	70.3			
		3DK	H19		10	72.5,73.1			
			H21,H26		18	72.9,73.1			
			4DK		H17	4			
		H21			5	78.6,79.0			
小平井	JR草津駅から帝産バスで25分 (最寄りのバス停から徒歩約5分) JR栗東駅西口から徒歩約15分	3DK	S57	鉄筋コンクリート造(4階建)	24	51.1	大宝西	栗東西	
				" (5階建)	30				

④ 湖南省

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
田代ヶ池	JR三雲駅(草津線)からコミュニティバスで9分(最寄りのバス停から徒歩約10分)	3DK	S50	鉄筋コンクリート造(4階建)	24	43.3	水戸	日枝	

⑤ 甲賀市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
北 脇	近江鉄道水口城南駅から徒歩約20分、JR三雲駅(草津線)から滋賀交通バスで10分(最寄りのバス停から徒歩約7分)	3DK	S50	鉄筋コンクリート造(5階建)	30	43.3	柏木	水口	
古城ヶ丘	近江鉄道(水口駅)から徒歩約7分	1DK	H21	鉄筋コンクリート造(3階建)	6	38.5	水口	城山	
		2DK			15	59.0			
		3DK			3	72.4			
信 楽	信楽高原鉄道信楽駅から帝産バスで5分(最寄りのバス停から徒歩約8分)コミュニティバス運行中、最寄りのバス停から徒歩約2分	3DK	S59	鉄筋コンクリート造(5階建)	30	56.2	信楽	信楽	

⑥ 守山市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
石 田	JR守山駅から近江バスで10分(最寄りのバス停から徒歩約3分)	3DK	S60	鉄筋コンクリート造(5階建)	30	56.2	玉津	守山	
久 保	JR守山駅から近江バスで10分(最寄りのバス停から徒歩約8分)	3DK	S49	鉄筋コンクリート造(5階建)	90	43.3	河西	守山北	

⑦ 野洲市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
永原第二	JR野洲駅北口から近江バスで10分(最寄りのバス停から徒歩約1分)	3DK	S51	鉄筋コンクリート造(4階建)	24	43.3	祇王	野洲北	
			S53	(2階建)	15	55.4			
上 屋	JR野洲駅よりバスで15分(最寄りのバス停下車すぐ)	2DK	H8	鉄筋コンクリート造(4階建)	4	66.1	祇王	野洲北	
			H10		12	66.1			
			H14		12	59.1~61.4			
		3DK	H8		12	74.1,75.4			
			H10		4	74.1,75.4			
			H14		20	69.4~70.9			

⑧ 近江八幡市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
西本郷	JR近江八幡駅より徒歩約7分	2DK	H25	鉄筋コンクリート造(5階建)	24	53.9~62.6	金田	八幡東	
		3DK				71.9~73.7			
鷹 飼	JR近江八幡駅より徒歩約7分	3K	S45~47	鉄筋コンクリート造(4階建)	144	39.0	金田	八幡東	

⑨ 東近江市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
大森	近江鉄道八日市駅下車 近江バスで10分(最寄りの バス停から徒歩約10分) ちよこつバス運行中、最寄りの バス停から徒歩約5分	1DK	H28	鉄筋コンクリート造(5階建)	5	41.7~43.0	玉緒	玉園	
			R2		10	41.7~43.0			
		2DK	H28		15	54.1~60.1			
			R2		12	54.1~71.1			
		3DK	H28		10	71.3~72.9			
			R2		8	71.1			
沖野原	近江鉄道八日市駅下車 近江バスで9分(最寄りの バス停から徒歩約15分)	3DK	S50~52	鉄筋コンクリート造(5階建)	90	51.1	玉緒	玉園	
春日	近江鉄道八日市駅より 近江バスで6分(最寄りの バス停から徒歩約3分)	2LDK	S61	鉄筋コンクリート造(3階建)	24	62.1	八日市南	聖徳	
				鉄筋コンクリート造(4階建)	8	59.6			

⑩ 彦根市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
東沼波	JR南彦根駅から 徒歩約11分	3DK	H1	鉄筋コンクリート造(3階建)	4	63.6	旭森	彦根東	
				〃(4階建)	12	61.1			
		4DK		〃(3階建)	1	78.5			
		3LDK		〃(4階建)	2	77.7			
		2DK		〃(4階建)	2	53.9			
開出今	JR南彦根駅から 近江バスで8分 (最寄りのバス停から 徒歩約1分)	1DK	S43	鉄筋コンクリート造(4階建)	6	38.1	金城	中央	H9 住戸改善
		3DK	S43		9	73.5			
		2K	S44		6	39.7			
		3DK	S44		9	79.4			
		2DK	H3	〃(5階建)	10	54.2			59.4, 59.8
			H5	〃(4階建)	12	57.0			
			H6	〃(4階建)	24	59.4, 59.8			
		3DK	H3	〃(5階建)	10	65.0			69.5, 69.7, 66.9, 60.2
			H5	〃(4階建)	12	66.9			
			H6		16	69.7			
			H6		8	69.5			
八坂	JR南彦根駅から 近江バスで11分 (最寄りのバス停 から徒歩約2分)		2LDK	S62	鉄筋コンクリート造(4階建)	24	62.1	金城	
		S63		〃(3階建)	12	62.2			
				〃(3階建)	6	57.5			

⑪ 長浜市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
永保	JR長浜駅から 徒歩約4分	2K	S34	鉄筋コンクリート造(5階建)	4	35.2	長浜	長浜西	S62,63 住戸改善 S62 住戸改善
		3LDK			4	70.5			
		2LDK			1	79.3			
		3DK			2	54.6			
		2DK			1	46.5			
殿町	JR長浜駅から 徒歩約10分	2DK	H5	鉄筋コンクリート造(4階建)	8	54.4	長浜北	長浜西	
			H8		8	53.9			
		3DK	H5		9	67.0			
			H8		7	67.7			
			H8		8	67.3			
北新	JR長浜駅から 近江バス20分 (最寄りのバス停 から徒歩約6分)	2DK	H11	鉄筋コンクリート造(4階建)	8	60.8,62.3	神照	長浜北	
			H12		8	60.8,62.3			
		3DK	H11		8	70.3,71.7			
			H12		12	70.3,71.7			
黒田	JR木ノ本駅から 徒歩約10分	3DK	S58	鉄筋コンクリート造(5階建)	30	56.8	木之本	木之本	

⑫ 高島市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
安井川	JR新旭駅から 徒歩約15分	2DK	S50	鉄筋コンクリート造(2階建)	21	49.6	新旭南	湖西	H2 住戸改善
		2LDK	S60		6	64.9			
		3DK	S52		14	55.4			
			S54		13	55.4			
			S49		12	58.3			
			S49		12	58.3			
弘川	JR近江今津駅から 徒歩約10分	3DK	S53	鉄筋コンクリート造(5階建)	30	51.1	今津東	今津	
平ヶ崎	JR近江今津駅から 近江バスで約13分 (最寄りのバス停 から徒歩約3分)	2DK	H7	木造(2階建)	4	64.7	今津北	今津	
			H9		12	64.4~65.3			
			H10		7	65.3			
			H11		16	63.3,68.8			
		3DK	H7		8	74.9			
			H10		4	76.9,77.3			
			H11		10	76.9~79.9			
			H14		5	79.0			

11. 住宅の見取図 みとりず

住戸タイプの一例

ここに掲載した住宅の見取図は、住戸タイプ別標準設計の一例ですので、団地建設年度等により間取り、広さ等異なる場合があります。

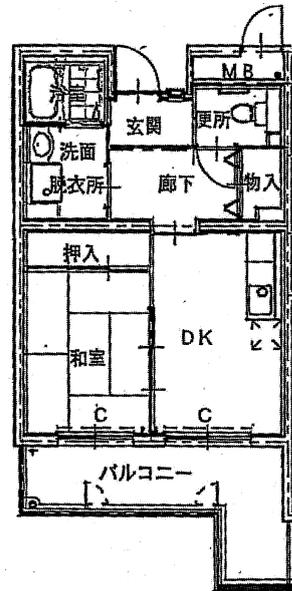
(朝日が丘団地、石山団地、神領団地、陽ノ丘団地、川辺団地、古城ヶ丘団地、上屋団地、西本郷団地、大森団地、北新団地、平ヶ崎団地の各団地の主な住宅見取図は、31ページ以降に掲載しています。)

○1DKの場合



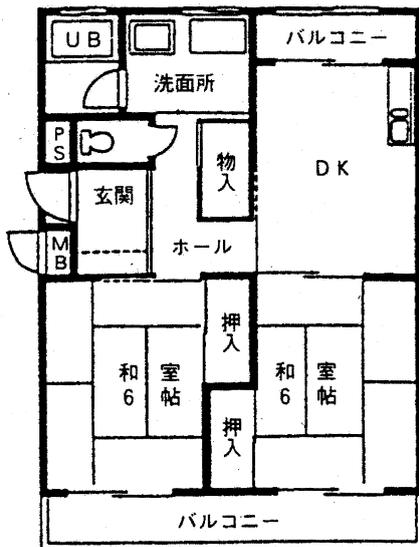
バルコニー

① 石山団地 神領団地
大森団地

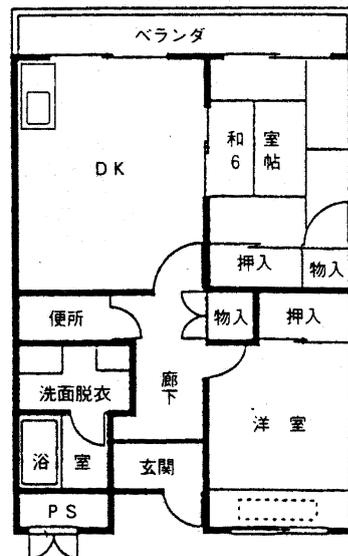


① 川辺団地

○2DKの場合



① 一里山団地



① 殿町団地 (B棟)